



## 年末調整の準備 その2

年末調整では毎年の所得税制の改正内容を把握しておく必要があります。

### I. 年末調整に必要な添付書類

通常は毎月若干多めに源泉所得税を徴収されているため、年末調整によって天引きしすぎの税金を本人に返金することが多いですね。

特に次のような方は税金がたくさん還付されることが多いので、**給与所得者の扶養控除等(異動)申告書**にしっかり該当事項が記載されているか、確認したいものです。

- ・ 出生などによる扶養親族の増加
- ・ 結婚による控除対象配偶者の発生
- ・ 本人の障害者、寡婦、寡夫、勤労学生への該当

### II. 注意点

#### 1. 所得税の定率減税は継続

所得税の定率減税(所得税額の20%減税)は今回まで継続されています。

#### 2. 老年者控除の廃止

今回から本人が65歳以上で、かつ所得が1000万円以下の場合に適用されていた老年者控除(50万円)が廃止されました。

#### 3. 配偶者特別控除についての改正

昨年分から配偶者控除を受ける場合は配偶者特別控除を上乗せすることができなくなりました。

奥様の年収が103万~141万で、配偶者控除が受けられない場合に限ってご主人の年末調整では配偶者特別控除を受けることができることとなります。

#### 4. 介護保険料

介護保険法に基づく介護保険料は、社会保険料控除の対象となります。但し、控除できるのはあくまでもご本人や扶養親族分の介護保険料のうち、本人が負担した分です。

### III. 便利なホームページ

国税庁のHP タックスアンサーでは、年末調整の手引きのほか、各種年末調整に必要な用紙がダウンロードできます。

2005年12月第2週号(415号)

国税庁タックスアンサー <http://www.taxanser.nta.go.jp/>

